

登米市中小企業振興資金融資要綱

平成17年4月1日

告示第80号

(趣旨)

第1条 この要綱は、登米市中小企業振興資金融資規則（平成17年登米市規則第151号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、中小企業振興資金融資及び保証料補給について必要な事項を定めるものとする。

(貸付預託金)

第2条 市長は、貸付預託金として規則第5条第1項による特定金融機関（以下「特定金融機関」という。）に資金を預託するものとし、特定金融機関は、預託額の10倍を限度としてこの要綱に定めるところにより市内の中小企業者に対して貸付けを行うものとする。

(申込者の資格)

第3条 申込者は、規則第2条に規定する者で、かつ、次の条件を備えていなければならない。

- (1) 法人の場合にあっては市内に主たる事務所又は事業所を1年以上有している者、個人の場合にあっては市内に1年以上住所を有し、かつ、市内において同一事業を引き続き1年以上営んでいる者
- (2) 市税及び国民健康保険税を完納し、かつ、あっせんに係る債務の全部を弁済できると認められる者
- (3) 事業内容が堅実な者
- (4) 現に登米市小規模企業小口資金融資規則（平成17年登米市規則第150号。以下「小口資金融資規則」という。）による融資を受けていない者。ただし、現に小口資金融資規則による融資を受けている者が、現に受けている融資の債務残高を規則による新たな融資を受ける日まで繰上償還する場合は、この限りでない。
- (5) 宮城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の代位弁済を受けていない者及び金融機関からの取引停止を受けていない者

(融資あっせんの基準)

第4条 規則に基づく融資あっせんの基準は、次のとおりとする。

- (1) 資金の用途 運転資金及び設備資金
- (2) 貸付限度額 1企業につき2,000万円とする。
- (3) 貸付期間
 - ア 運転資金 7年以内
 - イ 設備資金 10年以内
 - ウ ア及びイを併用する場合 7年以内

(4) 貸付利率 市、保証協会及び特定金融機関が協議して定める。

(5) 返済方法 原則として月賦返済とし、事情により半年賦返済、年賦返済又は一括返済を認める。ただし、割賦の場合の据置期間は、1年以内とする。

(融資あっせんの申込み)

第5条 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、中小企業振興資金融資あっせん申込書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて特定金融機関、商工会等を経由し、市長に申し出なければならない。

(連帯保証人)

第6条 前条の融資あっせん申込書には、申込者が法人の場合にあっては原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とし、個人の場合にあっては原則として連帯保証人は不要とする。

2 連帯保証人は、市町村税及び国民健康保険税を完納し、かつ、あっせんに係る債務の全部を弁済できると認められる者でなければならない。

(融資あっせんの決定)

第7条 市長は、第5条の融資あっせん申込書を受理したときは、速やかに信用保証の可否につき保証協会と協議し、決定するものとする。

2 保証協会は、信用保証の可否を申込者に通知するとともに、信用保証の決定した者の書類を特定金融機関に回付するものとする。

(融資あっせんの取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものについては、融資あっせんを取り消すことができる。

(1) 申込者が融資あっせん決定の通知を受けてから10日以内に借入手続を完了しないとき。

(2) 第3条及び第6条の条件を失うに至ったとき。

(3) 申込みの内容に偽りがあるとき。

(4) 申込者から取下申請を受け、妥当であると認めたとき。

(保証料の補給及び額)

第9条 市長は、保証協会で定める市町村中小企業振興資金保証制度要領に基づき、別に定めるところにより保証料の金額を補給金として保証協会に支払うものとする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市、保証協会及び特定金融機関が協議して定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。